

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

主査 津田厚生労働大臣政務官 様

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦雅子

障害福祉サービス等報酬改定に関する要望

要 約 版

1 重症心身障害児・者通園事業について

○ 給付単価は重症児者の特性に配慮して設定してください。

(理由)

- ① 重症心身障害児者は、医療的ケアを必要とし、体力的に弱いため出欠が当日の体調によって左右されることから出席者が不安定
- ② 専門性を持った職員が継続的にかかわる必要があること。
- ③ 現在の補助事業の実態を踏まえて対応されたい。

2 重症心身障害児者の入所支援について

○ 児童入所に関するもの

・現在の職種・職員に加え、児童発達支援管理責任者を専任で配置されたい。

○ 18 歳以上の入所者に関するもの

・重症心身障害者に特化した療養介護の設定と経過措置

(理由)

- ① 児者一貫の療育体制で実施されることから、現在の重症心身障害児施設の職員体制基準を基として重症児に特化した療養介護を設定されたい。
- ② 18 歳以上が障害福祉サービス（療養介護）に移行するに当たって、障害程度区分の問題から支援の継続に不安を持つ親がある等により混乱が懸案されることから、当面の経過措置を実施されたい。

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

主査 津田厚生労働大臣政務官 様

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦雅子

障害福祉サービス等報酬改定に関する要望

重症心身障害児者の保健福祉施策につきましては、日頃より格別のご配慮を賜り感謝申し上げます。

改正法実施基準の枠組みに当たり、私どもが特にお願いしていた重症心身障害児者の児者一貫した療育支援体制の維持継続並びに通園（通所）の実施基準に定員 5 人以上を設定いただきましたこと深く感謝申し上げます。

この度、障害福祉サービス等報酬改定について以下の点について重ねてご配慮をいただきたくお願いいたします。

1 重症心身障害児・者通園事業について

重症心身障害児（者）通園についての法定化は、定員 5 人以上が認められたことは画期的なことと感謝いたしております。

通園事業運営報酬に関して次のことを要望いたします。

○ 給付単価は重症児者の特性に配慮して設定してください。

（理由）

重症児者は医療的ケアが必要な状態にあり、また、体力的に弱い人たちであるため、その日の体調によって出欠が決まるということもあり、毎日の出席者数に変動が多く、当会が実施している通園では、いろいろな工夫で対応に努めていますが、出席率平均 80%（実績 78%）を確保することは容易ではなく、全国的にも出席率は 70%台となっているものと思います。

一方、職員については、重症児者には、資格と経験を持った専門職員が継続的にかかわることが重要な要件であり、安全性と療育の質を維持するためには収入の安定的確保が必要です。補助事業での運営費は充分な額とは言え

ませんが、月額の設定支給という利点があったものが、日額給付となった場合には、収入が不安定となり、事業を円滑に実施することが困難になります。

つきましては、重症児者の特性に配慮され、専門性を引き続き維持できるよう、従来の運営費補助の実態を踏まえて、報酬体系を設定していただきたくお願いします。

なお、児者一貫の運営体制でもあり、報酬単価についてもその体制にそったものとして設定をお願いします。

2 重症心身障害児者の入所支援について

○ 児童入所に関するもの

人員配置については、現在の職種・職員に加え、児童発達支援管理責任者を専任で配置されたい。

○ 18歳以上の入所者に関するもの

重症心身障害者に特化した療養介護の設定と経過措置

(理由)

重症心身障害児者の療育体制については、児者一貫の支援を認めていただいたことに感謝申し上げます。

この度の制度改正により18歳以上は障害福祉サービス（療養介護）が適用されることとなりますので、一貫支援を行う上で、異なる制度が適用されれば運営が混乱し、良好なサービス提供に支障をきたすこととなります。

つきましては、重症心身障害者に適用される療養介護は、重症心身障害の特性に配慮して設定されている重症児施設での職員配置基準を踏まえて、児者一貫の療育体制が円滑に実施できるよう、重症児施設の職員配置基準等の運営実施基準と共通のものとして設定され、報酬単価をお決めいただきたい。

なお、定員規模区分による報酬単価が実施されていますが、重症児施設は病院であり、従来から定員区分による単価の設定はなじまないとして実施されていないことも踏まえ、児者一貫実施の場合には、一律（単一）の報酬単価を設定され、選択実施できるものとしていただきたい。

(経過措置についてのお願い)

新制度への移行が、施行後、直ちに実施された場合には施設の指定基準が整はないことや、障害福祉サービスの障害程度区分認定の問題で、多くの親が支援の継続に不安を持っていることなどから混乱が起こることが懸念されますので、報酬の適用に当たっては、経過措置として障害児支援報酬単価を適用いただきたくご配慮を賜りますようお願いいたします。